

○豊中市魅力アップ助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市魅力アップ助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成)

第2条 市長は、豊中ブランド戦略に沿って、地域または市域全体の魅力の創造・向上及び発信に資する事業等を行う団体又は個人に対し、予算の範囲内で当該事業に要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、前項に規定する助成を、公募により行うことができる。

3 助成金は、一般枠（一般コース、学生団体コース）、ふるさと納税型クラウドファンディング枠の2枠とする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「一般団体」という。）とする。

(1) 複数の者によって組織された団体であること。

(2) 行政が事務局に参加していない団体であること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体ではないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

(5) 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと。

2 一般団体のうち、構成メンバーの半数以上が学生（学校教育法第1条に規定する大学に在籍する学生）である団体を「学生団体」といい、一般枠の助成金のうち第6条に規定する学生団体コースに申し込むことができる。

3 助成の対象となる個人は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある個人ではないこと。

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある個人ではないこと。

4 第1項及び第2項に該当する団体及び第3項に該当する個人は、一般枠又はふるさと納税型クラウドファンディング枠のうちひとつを選択し、申し込むことができる。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市が実施する他の制度による助成を受けている、又は受ける予定の事業を除く。

- (1) 文化芸術や歴史，商業，食など様々な分野において地域資源を活用，融合するなどにより，様々な出会いや交流，学びの機会を生み出し，市の魅力の創造・向上及び発信に資する事業等であること。
 - (2) 市内外から相当数の参加者が見込めるような規模のものであること。
 - (3) 助成対象団体又は個人が本市内において自ら実施する事業等であること。
 - (4) 営利を目的としない事業等であること。
 - (5) 関係法令に適合すること。
 - (6) 助成金の交付の決定を行った日の属する年度（以下「助成対象年度」という。）内に実施する事業等であること。
 - (7) 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを目的とする行為をしない事業等であること。
 - (8) 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを目的とした行為をしない事業等であること。
 - (9) 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業等であること。
- 2 同一の事業等に対する助成金の交付は，一般枠3回，ふるさと納税型クラウドファンディング枠5回を限度とする。
 - 3 ふるさと納税型クラウドファンディング枠の場合は，助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）が100万円以上であって，目標金額に達しない場合においても第10条各号に定める申込内容を実施する事業等とする。

（一般コースの助成金の額）

- 第5条 助成金の額は，助成対象経費の合計額の2分の1，助成対象経費から当該事業等にかかる収入の見込み額を差し引いた額のいずれか，低い方とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。
 - 3 前2項の規定により算出した助成金の額が100万円を超える場合は，前2項の規定にかかわらず助成金の額は100万円とする。
 - 4 助成金の額を決定するにあたり，第11条第1項の意見を踏まえ，前3項の規定に基づき算出した額から，減額する場合がある。

（学生団体コースの助成金の額）

- 第6条 助成金の額は，助成対象経費の合計額の3分の2，助成対象経費から当該事業等にかかる収入の見込み額を差し引いた額のいずれか，低い方とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。
 - 3 前2項の規定により算出した助成金の額が30万円を超える場合は，前2項の規定にかかわらず助成金の額は30万円とする。
 - 4 助成金の額を決定するにあたり，第11条第1項の意見を踏まえ，前3項の規定に基づき算出した額から，減額する場合がある。

（ふるさと納税型クラウドファンディング枠の助成金の額）

- 第7条 助成金の額は，団体又は個人が設定した申込額を上限とし，本クラウドファンディングで集まった金

額によって、決定する。なお、助成対象経費から当該事業等に係る収入額の見込み額を差し引いた額を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 申込額は、第11条第1項の意見を踏まえ、減額する場合がある。
- 4 本クラウドファンディングにかかる経費は、本クラウドファンディングで集まった寄附金を原資とする。
- 5 助成対象経費の実績額が第12条第3項に基づき決定された交付決定額を下回った場合及び第13条第1項及び第2項に基づく申込みの取下げがなされた場合、助成しなかった寄附金については豊中市まちづくり応援基金に積み立てることとする。

(助成対象経費)

第8条 助成対象経費は、第4条に規定する助成対象事業に直接要する経費のうち、市長が認めたもので、助成対象年度内に支出されたものとする。ただし、会場の予約に必要な前払の使用料等、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りでない。

(公募)

第9条 公募は、公募開始前に発行される市の広報誌及びホームページへの掲載並びに公共施設等におけるちらしの配架その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- 2 公募は、毎年度1回行うものとする。ただし、予算の範囲内で、市長が適当と認めるときは、複数回行うことができる。

(助成金の交付申込)

第10条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申込団体」という。）又は個人は、所定の申込期間内に、次に掲げる書類を添えて、豊中市魅力アップ助成金交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 豊中市魅力アップ助成金 事業計画書（様式第2号）
- (2) 豊中市魅力アップ助成金 事業予算書（様式第3号）
- (3) 構成団体一覧表（複数の団体で構成するものに限る。）
- (4) 事業実施場所の地図
- (5) 申込団体の中心となる団体の役員名簿
- (6) 申込団体の中心となる団体の定款、会則その他これらに類するもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 助成金の申込みは、1回の公募について1団体又は個人につき1事業とする。
- 3 申込団体又は個人が、過去に第16条第1項第4号に基づく決定の取消し等を受けている場合、市長は、申込みを棄却することができる。

(審査)

第11条 市長は、助成金の交付の可否を決定するときは、豊中ブランド戦略審議会規則（以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づき設置された豊中市魅力アップ助成金審査部会（以下「審査部会」とい

う。)の意見を聴くものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

2 審査は、次に掲げる第一次審査及び第二次審査により行う。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 第一次審査 助成の対象となる事業として第4条に規定する基準を満たすことについて、交付申込書及び添付書類等により行う審査

(2) 第二次審査 第一次審査により第4条に規定する基準を満たすと認められた交付申込事業について、申込団体又は個人が公開の場で行う同事業についての説明(以下「公開プレゼンテーション」という。)により行う審査

3 審査部会は、第1項の意見を市長に述べる前に、公開プレゼンテーションにおいて、5項目(公益性・話題性・先駆性・関係性・発展性)に基づき、審査するものとする。また、第二次審査の採点結果が得点率50%未満の場合は順位に関わらず不交付とする。

4 審査部会の委員は、公開プレゼンテーションに出席し、申込団体又は個人に対し質疑を行うものとする。

5 第2項の規定による審査(公開プレゼンテーションは除く。)は非公開で行うものとする。

6 審査部会の委員のうち、申込団体の役員又は監事を兼ねる者は、当該申込団体の交付申込事業の審査において、意見を述べるできない。

7 一般枠において東西軸活性化、南部地域魅力向上、2025大阪・関西万博機運醸成に関連する事業を実施する団体又は個人は市の重点施策と合致する事業内容であることから、第二次審査の採点結果に5点を加算する。

8 ふるさと納税型クラウドファンディング枠に申し込んだ団体又は個人のうち、過去に助成金(一般枠・ふるさと納税型クラウドファンディング枠を問わない。)の交付実績がある事業等においては、市長が適当と認めるとき、第一次審査のみとすることができる。

(決定等の通知)

第12条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を豊中市魅力アップ助成金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申込団体又は個人に通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、豊中市魅力アップ助成金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申込団体又は個人にその旨を通知するものとする。

3 市長は、クラウドファンディングの期間が終了し、ふるさと納税型クラウドファンディング枠における交付額が決定したときは、その額を豊中市魅力アップ助成金交付額決定通知書(様式第6号)により、当該申込団体又は個人に通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第13条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)又は個人は、当該通知に係る助成金の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に豊中市魅力アップ助成金取下げ申込書(様式7号)を市長に提出することにより、申込みの取下げを行うことができる。また、その他の理由による場合は、あらかじめ市に相談した上で、豊中市魅力アップ助成金取下げ申込書(様式7号)を市長に提出することにより、申込みの取り下げを行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取下げ申込書が提出されたときは、それを受理し、豊中市魅力アップ助成金取下げ受理通知書（様式8号）により、当該申込団体又は個人にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により申込みの取下げを受理したときは、当該申込み及び申込みに係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（計画書等の変更）

- 第14条 交付決定団体又は個人は、第10条各号に定める申込書類（以下「計画書等」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市に相談しなければならない。
- 2 相談後、変更手続きをする場合は、変更後の計画書等を添えて、豊中市魅力アップ助成金事業変更申込書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微であると市長が認める場合はこの限りではない。
 - 3 市長は、前項の変更申込書の提出を受けたときは、計画書等の変更を認めるか否かを決定するものとする。
 - 4 市長は、計画書等の変更を認めると決定した場合において、当該決定に係る交付決定額を変更する必要があるときは、当該交付決定額の範囲内でその額を変更することができる。
 - 5 市長は、計画書等の変更を認めることを決定したときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を豊中市魅力アップ助成金事業変更決定通知書（様式第10号）により交付決定団体又は個人に通知するものとする。
 - 6 市長は、計画書等の変更を認めないと決定したときは、その旨を書面により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

（決定の変更）

- 第15条 市長は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づき決定の変更を行ったときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を前条第5項に定める様式第10号により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

（決定の取消し）

- 第16条 市長は、交付決定団体又は個人が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す（以下「決定の取消し」という。）ことができる。
- (1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
 - (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
 - (4) 当該交付決定事業において偽りその他不正な行為があったと認められたとき。
 - (5) 第17条各号の書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でないと判断したとき。
 - (6) その他特別の必要が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき決定の取消しを行ったときは、その旨（第21条の規定により助成金の返還を命ずるときは、返還額及び納期を含む。）を豊中市魅力アップ助成金交付決定取消通知書（様式第11

号)により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

3 前2項の規定は、交付決定業等について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(実績報告)

第17条 交付決定団体又は個人は、当該交付決定事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日以内(完了した日の翌日から起算して30日を経過する日が助成対象年度の3月31日を越える場合は、3月31日まで)に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りではない。

- (1) 豊中市魅力アップ助成金 事業実績報告書(様式第12号)
- (2) 豊中市魅力アップ助成金 事業決算書(様式第13号)
- (3) 豊中市魅力アップ助成金 事業出納簿(様式第14号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び通知)

第18条 市長は、前条の実績報告書等に基づき助成金の額を確定し、豊中市魅力アップ助成金交付額確定通知書(様式第15号)により、その旨を交付決定団体又は個人に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第19条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体又は個人は、速やかに豊中市魅力アップ助成金交付請求書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付時期)

第20条 助成金の交付は、第12条第1項及び第3項の規定により助成金の交付を決定した事業(以下「交付決定事業」という。)の完了後に行うものとする。

(助成金の返還)

第21条 市長は、計画書等の変更を認めると決定したとき及び決定の変更並びに決定の取消しを行った場合において、当該計画書等の変更の決定及び決定の変更並びに決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定団体又は個人に命ずることができる。

(事業報告会)

第22条 市長は、交付決定団体又は個人に対する助成の結果を公開し、交付決定団体又は個人と市民が意見を交換する機会とするため、公開の事業報告会を開催する。

2 交付決定団体の代表者等又は個人は、前項の事業報告会に出席しなければならない。

(帳簿等の整備)

第23条 交付決定団体又は個人は、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備

し、助成対象年度の翌年度以降10年度の間保存しなければならない。

(指示及び検査)

第24条 市長は、当該助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体又は個人に対し、随時、当該助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(その他の事項)

第25条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市活力部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から実施する。

この要綱は、平成29年4月7日から実施する。

この要綱は、平成30年4月4日から実施する。

この要綱は、平成31年3月26日から実施する。

この要綱は、令和2年3月24日から実施する。

この要綱は、令和2年4月8日から実施する。

この要綱は、令和2年8月17日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年2月17日から実施する。

この要綱は、令和5年2月20日から実施する。